

江町農業委員会 7 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 3 年 7 月 2 6 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員 (農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人)

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 鳥越委員 寺田委員

農地利用最適化推進委員 内菌推進委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

14番 宿利原進委員

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について 11番 本釜委員・12番 宿利原進委員

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第12号

農地法第5条許可申請

議案第13号

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第14号

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第15号

非農地証明願いについて

○事務局長	只今から令和3年7月の定例総会を始めたいと思います。そのまま結構です。姿勢を正してください。一同、礼。まず農業委員会憲章朗読を12番の宿利原進委員にお願いいたします。
○宿利原委員	はい。
○事務局長	はい、ありがとうございました。では、会長は節をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。オリンピックが始まっている中で大変暑い時期に、農作業等も大変であります。スポーツ観戦も、いいんじゃないかと思いますが、いかがなものでしょうか。それでは、ただいまより、令和3年7月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、先ほど、3の方が欠席をされておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名議員に、11番本釜委員と。12番、宿利原委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。次に、会務報告についてを議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局長	はい、では、1ページをごらんいただきたいと思います。会務報告です。1日、現地調査を行っております。通信事業による、現地調査でございます。盤山地区を調査しております。続いて6日、農業者年金記録システム研修会が鹿児島で開催されております。9日、南隅農政連絡協議会総会が南大隅町で開催されたところです。続いて13日、第1回農委組織業務効率化検討会、県職員協議会、第1回理事会ということで、私が鹿児島市であった会に出席しております。続いて21日、現地調査、5条転用と非農地の関係でございます。大根占地区と川原地区を調査したところです。続いて26日、本日ですけれども、7月の定例総会ということでございます。続いて、明日ですけれども、農業者年金加入推進計画巡回指導ということで、農業会議が本庁に指導に来るということでございます。続いて29日、農業委員会会長、事務局長会議、鹿児島市で開催される。ところです。最後に30日、令和2年度決算審査が行われる予定でございます。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	無し
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第12号、農地法第5条許可申請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、では3ページをごらんいただきたいと思います。申請人は、〇〇さん並びに〇〇さんでございます。申請に係る土地は、城元字、今町ノ上985の1。地目については、台帳、現況ともに田でございます。地籍が414㎡。転用目的は一般住宅ということで、理由といたしましては、現在、貸し家住まいで、住

	<p>宅化が進み、また交通の便もよい申請地に持ち家を建築する。建築したいということでございます。場所でございますが、先月あった、この、役場の上のほうの、残りの土地でございます。ここから見えませんね。6ページをござんいただきたいと思います。ここに役場が、左の真ん中より上にございまして役場を山のほうに上がりまして、テニスコートの中錦江中学校のテニスコートの隣になる。ここが、申請地、今回の申請地で、ございます。建物は7ページ、8ページにこういったものを建てる計画であると。ということで申請が上がっております。調査委員は内菌推進員であったところですが、本日、欠席でございますので、事務局のほうで説明はさせていただきます。先月と同じですね、都市計画区域の中で第3種農地にも該当するというので、5条申請は妥当ではないかと。いう判断をし、内菌委員、当日ですけれども、内菌委員、鳥越議員ともに同じ意見であったことを報告させていただきます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局の説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認めます。お諮りします。議案第12号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第12号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第13号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による、農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はい、では、10ページをござんいただきたいと思います。基盤法の所有権の移転に係る申請でございます。譲渡人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。今回の申請に係る土地が5筆ございます。お目通し願ひまして、5筆、合わせて1万1,263㎡となっているところでございます。譲受人は〇〇さん、神川城自治会の方でございます。譲渡人の〇〇さん、鹿屋市となっておりますけれども、もともとは、そもそもが、鳥浜の方でございます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局の説明がありましたが、ここで内菌委員の報告をお願いいたします。</p>
○内菌委員	<p>譲渡人の〇〇さんはですね、もうちょっと、施設に入られまして、農業ができない状態になったので、息子さんとですね、〇〇さん。ところの息子さんの〇〇さんと。売買の契約がなされました。徹也はですね。牛を飼っていて、一生懸命農業やってますし、農地周りも、きれいに、してますので何ら問題ないと思います。値段は、全部で〇〇円です。以上です。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当員の報告ありましたが、質疑はありませんか。</p>
○徳永委員	<p>はい。田んぼの値段はどのくらいをしました？</p>
○内菌委員	<p>田んぼというよりも、全部ですね全部で計算をしたようです。</p>
○事務局	<p>いいですか、畑のほうがですね、一部を除き竹林とそれから牛舎があったと</p>

	<p>ころの周りは木が植えてあって、農地として使える場所がもう面積的に少なく、畑のほうの値段はほとんどないです。そして、田んぼのほうは諏訪ノ後のほうが2筆で、1反5畝なんですけれども、100万ぐらいですね、〇〇円ぐらい。で、狭いほうの田んぼはもう、〇〇さんの田んぼのところに鍵状に入っていて、形状が悪いところでそちらのほうはもう、畑のほうも〇〇円ぐらい。大体そういう割合で〇〇にしてあります。なのでほとんどの値段は田んぼです。諏訪ノ後。はい。</p>
○徳永委員	了解です。
○会長	ほかに質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第13号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第13号については原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第14号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町に対する要請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	<p>それでは、12ページをごらんいただきたいと思います。まず、受付番号115番と116番ですが、貸し人が〇〇さん。段中野自治会でございます。申請に係る土地が2筆ございます。お目通しいたきまして、2筆で4,287㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和3年7月27日から令和5年12月14日まで、小作料金が全部で〇〇円。借り人が〇〇さん、安水自治会でございます。続いて117番ですが、貸し人が〇〇さん。自治会の所、塩屋と書いてございますが、段中野の間違いでございました、段中野に修正をしていただければと思います。申請に係る土地が、城元字崩迫4,586の1、地目が畑、地積が、7,936㎡でございます。貸付に関しましては、令和3年7月27日から令和5年12月14日まで、小作料金が〇〇円。借り人も、同じく〇〇でございます。続いて、118番と119番でございます。118番からですね、貸し人が〇〇さん、半下石自治会でございます。申請に係る土地が、馬場字馬庭4,978の3、地目が田、地積が3,000飛び46㎡。貸し付けに関しましては、令和3年7月27日から令和8年12月14日まで、小作料金につきましては、〇〇となっております。借り人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。続いて119番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会でございます。申請に係る土地が、馬場字、岩迫5,433の1。地目が田、地積が1,140㎡でございます。貸し付けに関しましては、令和3年7月27日から令和8年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。続いて、120番と121番でございます。貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請に係る土地が2筆ございます。お目通し願いまして、2筆で2,169㎡ござい</p>

	<p>ます。貸付に関しましては、令和3年7月27日から令和8年12月14日まで、小作料金は〇〇円。借り人は〇〇さん、鹿屋市方でございます。続いて122番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市、申請に係る土地は、馬場字深山ケ平。5,400の2、地目が田、地積が412㎡。貸し付けに関しましては、令和3年7月27日から令和8年12月14日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、川北自治会でございます。続いて123番。貸し人が〇〇さん、半下石自治会です。申請に係る土地が、馬場字深山ケ平5,400の3、地目が田、地積が1,523㎡。貸し付けに関しましては、令和3年7月27日から令和8年12月14日まで、小作料金は〇〇円。借り人は〇〇さん、川北自治会でございます。最後に124番、貸し人が〇〇さん、三重県の方でございます。申請に係る土地につきましては、馬場字岩下5,345の1、地目が田、地積が4,127㎡。貸し付けに関しましては、令和3年7月27日から令和8年12月14日まで、小作料金は〇〇円。借り人は〇〇さん、川北自治会でございます。説明は以上です。</p>
○会長	事務局の説明がありましたが、ここで安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	受付番号。115号から117号について説明をいたします。この圃場は、池田団地内にある圃場です。借り人の〇〇さんは、毎年、規模拡大をしている。青年で、新規就農者であります。圃場内も、圃場の周りもきれいに管理されており、何ら問題はないと考えます。審議のほどよろしくをお願いいたします。
○会長	はい、ありがとうございます。次に畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進委員	報告します。〇〇くんは現在、鹿屋市に住んでいますが、ゆくゆくは半下石に帰ってくる予定です。WCS、生姜に取り組んでいます、農地の利用状況も良く、何ら問題ないと思います。〇〇君ですが、会社を早期退職して、農業に意欲あり、シキミ、WCSに取り組んでいます。よろしくお願ひします。119と124については、去年のパトロールでA判定をした田んぼです。よろしくお願ひします。
○会長	ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○鈴委員	下のほうが7反ほど。借り人は、小作料金はちょっと、高いようですが何か事情がありますか。
○安水委員	この117号は、池田団地、正確に言うと池田団地内ではなくてですね、それに付属しているような畑で、1筆になってるんですが、実質は実際のところは3筆あります。この上の110号116号もそうなんですが今回のやつは全部、圃場内の隅っこに、団地の隅っこにあつて、全部、日当たりがちょっと悪くてですね、特に下のほうがこの広さなんだけど実質は、もうちょっと農地として使えるのは狭くて、なおかつ、3筆に分かれている状態で、この値段にさせていただきました。期間的にちょっと短かったのが、実際作ってみてですね、夏作しかちょっと難しいんじゃないかと。冬作もつukれないことはないけど、この広さの全部に、ちょっと植え付けは難しいんじゃないかなということで、地主

	さんとも相談して、地主のほうももっと安くててもいいよ、という話もあったんですけども、ちょっと、2年ぐらい頑張ってみようかということで、こういう、あの2年、ちょっとぐらいの、
○会長	ほかに質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第14号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第14号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて、議案第15号非農地証明についてを審議いたしますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは14ページをごらんいただきたいと思います。申請人は、〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請のあった土地が3筆ございます。3筆とも大字田代川原字牛牧ノ頭、地番が5,118の1、それから5,118の2、最後に、5,119とあります。台帳地目はそれぞれ田が二つ、畑が二つとなっておりますが、現況は既に山林となっております。地積についてはお目通し願います。場所につきましてははですね、15ページをごらんいただきたいと思います。右側の真ん中より上にあるこの広いこの道路がですね、田代の役場から花瀬に向かう、道路、県道ですかね。県道ですね。になります。この道路の、右端に、右側へちょっと道路が出ておりますがここが、南松園に行く、入っていく道路に、なりますよね。なります。で、当該場所は、黒く線が引いてある。もうどう見ても明らかに山になっている場所でございます。事務局の説明は以上です。
○会長	事務局の説明がありましたがここで貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい。報告いたします。7月21日に、弓指委員と事務局2名で、現況確認いたしました。周りはずでに山に囲まれておりまして、農地に返すのは、不可能と。認め非農地にせざるをえないと。判断したところでございます。終わります。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第15号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第15号については原案のとおり決定しました。以上で令和3年7月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。
○事務局長	では、姿勢を正してください。以上で令和3年7月の定例総会を終了いたし

ます。一同、礼。ご苦労様でした。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

番

番

議事録調整者